

こんにちはトーカイです



日頃は株式会社トーカイをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

今年も残りわずかとなりました。来月はクリスマス、大晦日、そして新しい年を迎える準備が始まります。コロナ禍で色々とお断りしましたが、雲外蒼天を信じて乗り切って行きましょう!



おせちとは?



おせち料理は現在ではお正月に食べることの多い料理ですが、もともと暦上の節句を指し、季節の変わり目に祝い事を行う「節(せち)」の日に食べた料理でした。

今回は、お正月準備を楽しめるようおせち料理についてまとめてみました。

おせちは年神様にお供える料理

平安時代のころには朝廷で季節の変わり目となる5つの「節日」ごとに節会を開催し、特別な料理である「御節供」を神様に供えていたといわれています。

その後、江戸時代に入ると節日が幕府によって正式に祝日と制定され、幕府の公式行事となりました。それにより、庶民にも節句には豪華な料理を食べる習慣が広まりましたが、そのなかでも年神様に供える正月は五穀豊穡、子孫繁栄、家内安全などを祈って、縁起の良い海の幸、山の幸を詰める風習からお正月のおせち料理だけが残ったようです。

近年では、お正月の楽しみの一つとしてデパートや通信販売で購入できるものには、和風のおせち料理だけでなく、洋風、中華風、和洋折衷などさまざまなものがあります。また、一人や少ない人数でも楽しめるようなおせちや、高級食材を詰め合わせたものなど多様化しています。

おせち料理には、数の子や昆布巻き、伊達巻きなどたくさん種類があります。それぞれ食べておいしいだけでなく、一つ一つに願いが込められています。意味を知ること、おせち料理を食べるときに先人からのおせちに込めた思いが感じられるのではないのでしょうか。

おせち料理の意味

*意味には様々な説があり、下記は一例です。

- | | | | |
|--------------|-----------------------------|--------------|-------------------------|
| 数の子 | 子孫繁栄・両親の健康
(ニシン(二親)の卵から) | 鱈(ぶり) | 出世祈願(出世魚から) |
| 黒豆 | まめに働き、丈夫で健康に | 鯛(たい) | ハレの日の定番
(めでたいの語呂合わせ) |
| 田作り | 五穀豊穡 | 海老 | 長寿
(長いひげと曲がった腰から) |
| かまぼこ | めでたさ | ごぼう | 細く長く幸せに・土地に根付く |
| 栗さんどん | 金運上昇
(黄金色に輝く財宝に例えて) | れんこん | 将来の見通しが良い |
| 伊達巻き | 学力向上
(巻物に似ているため) | 里芋 | 子孫繁栄・家庭円満 |
| 昆布巻き | 両親の健康・長寿 | くわい | 芽出たい(めでたい) |
| 紅白なます | お祝い・家の繁栄 | 筑前煮 | 運がつく |



名古屋編

トーカイ従業員おすすめ情報をピックアップ!

トーカイのご当地グルメ

株式会社大須ういろ 『ウイロバー』

〒459-8009 愛知県名古屋市緑区清水山2-1619(営業本部)
TEL: 052-626-3000(代) 営業時間:9:00~16:00 定休日:なし

名古屋支店オススメの大須ういろさんの「ウイロバー」は、名古屋で長く愛されてきた米粉と砂糖を使った蒸し菓子「ういろ」をより手軽に!より食べやすく!そしてより米粉の風味を大切に!という想いから生み出されました。ういろを切ることなく、アイスクャンディのようにバーを持ってお召上がりいただける、こだわりの食感を楽しめる新しいウイロスタイルです。

「おしゃれで可愛い」「美味しい」と若い世代の方たちが発信。瞬間に話題となり、以前とは異なる層の方々にも楽しんでいただくようになりました。幅広い世代に着実に浸透しつつあります。

『さくら・くろ・しろ・ないろ・まっちゃん』の代表的な5色の味をお楽しみください。

URL <http://osuuiro.co.jp>



名古屋支店
おススメ

後列:左から 友藤、伴野、長江、水野、長内
前列:左から 原、間野、藤井、杉本、桑原



名古屋支店は名古屋市の北区に位置しています。営業は元体育会系が多く、フットワークの軽さを心がけて営業活動をしています。地域ナンバーワンを目指し、全員で高みを目指しています。

名古屋「大須商店街」

名古屋観光の定番でもある大須商店街は古き良き伝統のお店から最新のグルメやスイーツのお店、カジュアルな服や古着、靴、和服屋まで雑多に並んでいます。年間を通してお祭りなど行事が開催されている賑やかな場所です。商店が約1,200店舗あり食べ歩き・買物・観光といえる楽しみます。大須商店街の隣にある大須観音は商店街と並ぶ名古屋の王道の観光名所です。

読者プレゼント 20名様

トーカイ通信に関する意見・ご感想などをお寄せいただいた方の中から抽選で20名様にプレゼント。

※詳しくは裏面をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る 要介護認定の有効期限の取扱いについて

厚生労働省は、介護保険最新情報Vol.1106(令和4年10月14日)で、新型コロナウイルスの感染拡大からこれまで認めてきた要介護認定の運用の特例措置について、今後の取り扱いを新たに通知しました。有効期間の取扱いが来年度以降変わりますのでご注意ください。

現在の臨時的な取扱いの内容

(参考:令和2年4月27日 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて」)

1. 新規申請の取扱い

- 介護保険サービスは、生活を継続する上で欠かせないものであり、その前提となる要介護認定についても、重要な手続きであることから、高齢者が新型コロナウイルス感染症に係る外出自粛等のために申請を控えることがないよう、**必ずしも窓口での申請は必要ではなく、電話での相談や郵送等で申請を行うことが可能である旨周知すること。**
- また、申請を行った者のうち、居宅への訪問への不安等から、認定調査員の訪問を懸念する場合は、認定調査等が利用者の状態に応じた必要な介護保険サービスを受けるために必要なものであることを十分に説明すること。その上でなお懸念を示す場合は、必要に応じ**暫定ケアプランの活用**が可能であること。



2. 要介護認定の臨時的な取扱い

新型コロナウイルス感染症に関し、要介護認定について、以下の臨時的な取扱いが可能であること。

面会が困難な場合の有効期間の取扱い	被保険者資格の取得に当たっての取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響により面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者資格の取得から15日目に降に要介護認定又は要支援認定の申請があった場合は、当該申請が14日以内にあったものとみなして取り扱って差し支えないこと。
面会禁止施設の入所者等からの新規・変更認定の申請の取扱い	被保険者資格の取得に当たっての取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ●面会禁止となった施設や医療機関に入所等する者から、新規認定又は変更認定があった場合は、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施する等の対応を行うこと。 ●その際、申請から認定まで30日を超える場合には、介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第11項ただし書きの「特別な理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はないこと。また、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えないこと。

臨時的な取扱いの今後について

(参考:令和4年10月14日 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」)

今回通達があったのは、臨時的な取扱いの内容のうち「要介護認定の有効期間」についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から**認定調査が困難な場合においては、要介護認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる取扱い**(以下「臨時的な取扱い」という。)となっています。

一方で、認定調査等により現在の被保険者の心身の状況等を勘案して適切に認定を行うことは重要であり、臨時的な取扱いを複数回適用することで、長期間にわたって被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない事態が懸念されます。

また、臨時的な取扱いが終了した直後の1年間は処理すべき更新申請の件数が増大し、市町村における事務量も集中的に増大することが予想されることから、可能な限り通常の取扱いに基づき更新認定を実施していくことが必要です。

このため、**臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとします。**令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施していただくようお願いいたします。

ただし、各市町村の判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えありません。

有効期間満了日

令和5年3月31日まで

臨時的な取扱い可

令和5年4月1日以降

通常どおりの更新認定

令和5年4月1日
～令和6年3月31日まで

各市町村の判断で
臨時的な取扱い可

参考:厚生労働省 介護保険最新情報Vol.1106 (令和4年10月14日)「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」

厚生労働省 各都道府県介護保険担当主管部(局)宛 事務連絡(令和2年4月27日)「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて」

トーカー通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼント応募締切:2022年11月30日(水)

トーカー通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「ワイパー」を合計20名様にプレゼントいたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしております!!

【プレゼントのご応募について】

ホームページに掲載の「トーカー通信2022年11月号」からご応募することができます。必要事項をご記入いただきお送りください。

(ご連絡は、@tokai-corp.comがドメインのアドレスより送信させていただきます。)

【個人情報使用目的について】

ご記入された個人情報等は以下の目的にのみ使用し、以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。

- 統計データを作成し、今後のトーカー通信の作成や商品やサービスの向上を図るため
- プレゼント当選者への商品の発送のための配送業者への住所・氏名・電話番号の開示のため

【送付先】



トーカー通信プレゼント

検索

- アクセス方法 (株)トーカーホームページトップ画面 ⇒ 介護用品レンタル ⇒ 2022年11月号
- URL <https://www.tokai-corp.com/silver/> (ホームページの一番下にあります)



プレゼントの合い言葉「2211」